

計画作成年度	平成 23 年度
計画主体	徳島県那賀町

那賀町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名
在地番号
電話番号
FAX番号
メールアドレス

徳島県那賀町農業振興課
徳島県那賀郡那賀町延野字王字原 31-1
0884-62-3776
0884-62-1115
nogyo@town.tokushima-naka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ カラス、カワウ、オサギ、スズメ、 キジバト、ハクビシン、タヌキ、アライグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	徳島県那賀町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成22年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状	被害数値
イノシシ	水稻・穀物類 野菜(全般)	153万 39万	3.34ha 0.48ha
ニホンジカ	水稻 野菜(全般) 果樹(ユズ、スダチ) 森林(スギ、ヒノキ)	317万 1,965万	7.97ha 7.43ha 10.78ha
サル	水稻 野菜(全般) 果樹(イチジク、ヒヨリ、カキ、ナシ、スイカ)	128万 286万 253万	2.21ha 5.04ha 1.30ha
ノウサギ	果樹(ユズ) 野菜(全般) 森林(スギ、ヒノキ)	15万 8万 70万	0.04ha 0.08ha 0.82ha
カラス	水稻・穀物類 野菜(全般) 果樹(ヒリ、カキ、ナシ、スイカ)	8万 6万 20万	0.08ha 0.06ha 0.10ha
カワウ	魚類(アユ、アメゴ)	230万	
アオサギ	魚類(アユ、アメゴ)	100万	
スズメ	水稻 穀物類(ダイズ、アズキ) 野菜	5万 7万 6万	0.06ha 0.07ha 0.09ha
キジバト	水稻 穀物類(ダイズ、アズキ) 野菜	9万 10万 6万	0.09ha 0.10ha 0.08ha
ハクビシン	野菜(全般) 果樹(ヒカン、リンドウ、ブドウ)	28万 25万	0.30ha 0.51ha
タヌキ	野菜(全般)	24万	0.26ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

- ①イノシシによる被害は、4月から6月にかけてタケノコ等への被害が多く、8月から10月にかけて水稻、穀物類への被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。特に水稻、穀物類に被害が集中している。被害は増加しているが、捕獲頭数は横バイ状態である。生息数は、平成16年度以降、横バイ傾向にあると思われる。
- ②ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。近年特に通年でユズ・植林への被害が多くなっている。特徴的な被害として、ユズ・植林共に剥皮被害や若芽・新芽を齧られる被害が増加している。また、水稻、野菜類なども、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたり増加している。
- 被害区域は、那賀町全域に広がっている。生息数は、平成10年度以降急速に増加している。徳島県が示している個体数調整では、那賀町が属する阿南那賀郡地域では、適正頭数2,550頭に対しても推定生息頭数が5,100頭となっており、適正頭数の2倍の二ホンジカが生息していることになる。
- ③サルによる被害は、年間を通して発生している。近年特に野菜・ユズなど、被害区域は、那賀町全域に広がっている。被生息数は、平成10年度以降急速に増加している。30頭前後の群れで移動しながら被害を及ぼしている。聞き取り調査等によると町内全域で群れが約23群れぐらいあり、約700頭が生息しているものと思われる。
- ④ノウサギによる被害は、年間を通して被害が発生している。特に野菜・森林における幼齢木への被害が多くなっている。被害としては、ニホンジカ同様に若芽を齧られる被害が増えている。被害区域は、山間部を中心広がっている。生息数は、平成10年度以降減少傾向にあったが、平成16年以後徐々に増加している。
- ⑤カラスによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類を中心とした農作物被害だけでなく、飼料作物及び家畜の餌も被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。
- ⑥カワウによる被害は、夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユ・アメゴ等の川魚への被害が多くなっている。被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。
- ⑦アオサギによる被害は、カワウと同じで夏から秋にかけて発生している。

被害としては、アユ・アメゴ等の川魚への被害が多くなっている。被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

(8)スズメによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

(9)キジバトによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

(10)ハクビシンによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稻、果樹を中心とした被害が平成18年頃から増加している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

(11)タヌキによる被害は、年間を通じて被害が発生している。野菜を中心とした被害が平成18年頃から増加している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

(12)アライグマによる被害は、今現在は発生していないが、近年近隣市町村で被害や目撃情報が確認されているので、那賀町においても被害が予想される。

※参考資料として、平成23年度那賀町捕獲計画書の予察表を添付する。

(注) 1　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、
2　被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標（被害金額）

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成25年度)
イノシシ	192万円	171万円
ニホンジカ	2,965万円	2,075万円
サル	667万円	640万円
ノウサギ	93万円	83万円
カラス	34万円	30万円
カワウ	230万円	220万円
アオサギ	100万円	95万円
スズメ	18万円	16万円
キジバト	25万円	23万円
ハクビシン	53万円	48万円
タヌキ	24万円	22万円

(3) 被害の軽減目標（被害面積）

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成25年度)
イノシシ	3.82ha	3.44ha
ニホンジカ	30.17ha	21.11ha
サル	8.55ha	8.07ha

ノウサギ	0. 94 ha	0. 85 ha
カラス	0. 24 ha	0. 22 ha
カワウ		
アオサギ		
スズメ	0. 22 ha	0. 20 ha
キジバト	0. 27 ha	0. 24 ha
ハクビシン	0. 81 ha	0. 73 ha
タヌキ	0. 26 ha	0. 23 ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

2 標値を記入する。
複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

捕獲等に関する取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置に関する取組	以前は、旧町村単位で有害鳥獣捕獲班を整備し、徳島県に申請して捕獲を行っていたが、平成19年度からには許可が、限委議により那賀町全体で捕獲班、猟友会等と連携した捕獲体制の構築が為されました。捕獲手段に関しては、町内全域において、銃器・わなを用いて行ってきた。捕獲鳥獣の処理については、捕獲班に任せたり、主に個人による食用処理されている。那賀町では、有害鳥獣被害防止対策事業を行い、防護柵等設置者に資材費の補助を行ってきた。これまであまり防護柵が普及していないなかつた果樹園地(ユズ)についても、阿佐議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携し、大規模なネット設置している。	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。また捕獲機材(箱わな・囲いわな等)の普及促進、捕獲鳥獣の処理として獣肉加工の体制整備の構築が急務な課題となっている。さらに、被害を及ぼすので、周辺市町村との情報交換・一斉連携を図り対応していく事も急務な課題となっている。
		那賀町内は、山間部が大部分を占めるため、防護柵の整備が進んでいない。よって防護柵の普及が急務となっている。また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝帯の整備)、追払い活動の普及啓発活動が課題となっている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

那賀町における平成22年度の鳥獣被害金額は約4,401万円で、被害面積は約45.28haとなっている。主な被害として、ニホンジカ・サルによる那賀町基幹作物でありブランズメ・キジバト・ハクビシン・タヌキによる水稲・野菜・穀物等の農作物全般への被害、イノシシによるスギ・ヒノキ等の森林への被害、また今後アライグマによる野菜等の被害も予想される。那賀町では、被害防止計画を策定するにあたり、被害金額を3,423万円、被害面積を35.09haへと軽減を図る。これまで、那賀町では捕獲を中心とした被害対策がとられてきたが、捕獲だけでは被害の軽減にはつながらない。そこで、有害鳥獣被害防止事業、阿佐地域鳥獣害防止対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携し、今後は、被害防止対策事業などを普及・啓発を図りながら、講演会などを開催し、周辺市町村との連携に一層努めると共に、地域・獣の被害に遭わず、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ① 地域住民の意識改革による被害防除体制の確立に取り組む。
- ② 捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 周辺市町村と連携を図り一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④ 捕獲鳥獣処理に伴う食肉加工についての調査・研究を行う。
- ⑤ 追い払いに伴うモンキードッグについての調査・研究を行う。
- ⑥ 狩猟・わななどの捕獲に従事する狩猟後継者の育成を行う。
- ⑦ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

那賀町有害鳥獣捕獲対策協議会	那賀町予察捕獲実施計画書に基づき、各地区の捕獲班（6班）が有害鳥獣の捕獲を行う。
----------------	--

(注) 1 犬獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関する者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
イリシ・ニホンジカ・サル・ノガモ・カラス	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対しても進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。	
23年度 スズメ・キジバト・ハクビシン・タヌキ		

24年度	イジジ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カワウ・アオサギ・スズメ・キジバト・ツビシ・タヌキ	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対し進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。
25年度	イジジ・ニホンジカ・サル・カワウ・アオサギ・スズメ・キジバト・ツビシ・タヌキ	阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携して、捕獲機材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対し進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を推進していく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

那賀町においては、被害は増加しているが捕獲頭数が平成16年度以降横ばい状態である（捕獲頭数19年度26頭・20年度35頭・21年度32頭・22年度77頭）。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり200頭とする。

② ニホンジカ

那賀町においては、近年ニホンジカが異常繁殖し、農作物全般・森林に多大な被害を及ぼしている（捕獲頭数19年度230頭・20年度286頭・21年度375頭・22年度805頭）。徳島県が行った調査によると、適正頭数2,550頭に対して推定生息頭数が5,100頭となつておらず、適正頭数の2倍のニホンジカが生息している。このため、平成23年度以降捕獲計画数は徳島県の捕獲許可頭数の950頭を捕獲計画数とする。平成25年度捕獲計画数は徳島県の捕獲許可頭数の1,250頭を捕獲計画数とする。

③ サル

那賀町においては、近年サルの個体数が増加しており、農作物への被害は深刻である（捕獲頭数19年度101頭・20年度111頭・21年度103頭・22年度213頭）。町内全域での聞き取り調査等によると約700頭が生息していると推定される。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり280頭とする。平成25年度捕獲計画数は350頭とする。

④ ノウサギ

那賀町においては、近年ノウサギによる森林被害・農作物被害が増加している（捕獲頭数19年度4羽・20年度21羽・21年度5羽・22年度5羽）。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり100羽とする。

⑤ カラス

那賀町においては、カラスによる水稲・穀物類・飼料作物・家畜の餌も被害があり年間を通しての被害となっている（捕獲頭数19年度16羽・20年度21羽・21年度7羽・22年度5羽）。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり360羽とする。

⑥ カワウ

那賀町においては、近年カワウによるアユ・アメゴ等の川魚への被害が増加している（捕獲頭数19年度128羽・20年度111羽・21年度58羽・22年度65羽）。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり600羽とする。

⑦ アオサギ

那賀町においては、近年アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚への被害が

増加している(捕獲頭数19年度30羽・20年度43羽・21年度27羽22年度36羽)。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり20羽とする。

(8)スズメ
那賀町においては、スズメによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている(捕獲頭数19年15羽・20年度0羽・21年度0羽・22年度0羽)。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり180羽とする。

(9)キジバト
那賀町においては、キジバトによる水稻・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている(捕獲頭数19年3羽・20年7羽・21年0羽・22年0羽)。このため、平成23年度以降捕獲計画数は例年どおり180羽とする。

(10)ハクビシン
那賀町においては、ハクビシンによる野菜・果樹の被害が年間を通しての被害となっている為、平成22年度から対象鳥獣に指定。(捕獲頭数22年7頭)平成23年度以降捕獲計画数は120頭とする。

(11)タヌキ
那賀町においては、タヌキによる野菜の被害が年間を通しての被害となっている為、平成22年度から対象鳥獣に指定。(捕獲頭数22年13頭)平成23年度以降捕獲計画数は120頭とする。

(12)アライグマ
那賀町において、アライグマによる被害は発生していないが、今後発生する恐れがあるため、被害が発生したら早急に捕獲する。

※捕獲計画数が各年度捕獲数より多くなっているが、那賀町には捕獲班が6班あり6班への割当数を、前年度最高捕獲数に合わせて調整し捕獲数を決定している為に捕獲計画数は多くなっている。(捕獲頭数は狩猟期間数を除く)

※①～④⑧⑨⑩⑪⑫は銃器・わなを、⑤～⑦は銃器を用いて捕獲を行う。

※平成22年度は、平成23年1月末までの捕獲頭数で記入。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	200	200	200
ニホンジカ	950	950	1,250
サル	280	280	350
ノウサギ	100	100	100
カラス	360	360	360

カワウ	600	600	600
アオサギ	220	220	220
スズメ	180	180	180
キジバト	180	180	180
ハクビシン	120	120	120
タヌキ	120	120	120

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までの1年間通して
サル・カワウ・アオサギを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から10月31日にイノシシ・ニホンジカ
・ノワサギ・ハクビシン・タヌキを対象として予察捕獲を行う。
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日まで、翌年2月16日か
ら3月31日にカラス・スズメ・キジバトを対象として予察捕獲を行う。
対象区域は、那賀町全域である。捕獲班の捕獲区域は、旧町村単位で行
うものとする。

- (注)
- 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定場所等について
記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す
る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	該当なし	対象鳥獣
------	------	------

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委
譲を希望する場合には、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類別
を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第
4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する
場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 ネット柵 3,550m	電気柵 ネット柵 4,000m	電気柵 ネット柵 リヤーマンジュ柵 4,500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
24年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タヌキ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
25年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タヌキ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 1 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	構成機関の名称	役割
那賀町農業振興課		事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
那賀町環境課		徳島県・鳥獣捕獲班等と調整し、予察捕獲計画を作成する。
徳島県南部総合県民局農業支援担当		有害鳥獣関連情報の提供と営農（技術）指導・情報提供を行う。
那賀町農業委員会		対象地域を巡回し、農業指導・有害鳥獣関連情報の収集・提供を行う。
阿南農業協同組合		対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
四季美谷温泉		捕獲した有害鳥獣を食肉として有効活用を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県農林水産部農村農地政策局農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供・指導を行う。
徳島県民環境部環境総局自然環境課	有害鳥獣捕獲・予察捕獲・狩猟関係の情報提供・指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かれる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
設置する事を目標とし、協議・勉強会などをを行い、設置規模・構成員など、検討し平成25年度に設置予定。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那賀町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域がある。そのため近隣地域住民に協力依頼し、被害防止策を講じる体制作りを検討する。また協議会で捕獲檻を設置したり、予察駆除班に多く巡回してもらう体制作りも検討する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。また、二ホンジカ・イノシシについては、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携して、食肉としての利活用を目指す。

尚、食肉として加工、販売する場合は、徳島県保健所等各関係機関ヒト分協議していく。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携し、共同で講演会・情報交換会・現地研修会を開催する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。